

みどり市再犯防止推進計画

令和4年3月

みどり市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	計画の対象者	2

第2章 市の取組

【取組1 民間団体等との連携強化への取組】

1	民間団体等との連携の強化	3
---	--------------	---

【取組2 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進のための取組】

1	民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進	5
---	-------------------------	---

【取組3 就労・住居の確保への取組】

1	就労の確保	7
---	-------	---

2	住居の確保	8
---	-------	---

【取組4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

1	障がいのある人や高齢者への支援	9
---	-----------------	---

2	薬物依存を有する人への支援	10
---	---------------	----

【取組5 学校等における修学支援の実施等への取組】

1	学校等における修学支援の実施等	11
---	-----------------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本県の刑法犯の認知件数は、平成16年をピークに、平成17年以降16年連続で減少し、令和2年は9,965件（前年比-1,734件）と、戦後最少となりました。また、検挙率（*1）は54.8%（前年比+3.6ポイント）と、4年連続で50%を上回っています。

一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者（*2）の人員の比率（再犯者率）は、近年5割近い高い水準で推移しています。犯罪や非行をした人たち（*3）の中には、罪を償うなどして社会に戻った際に、仕事や住まいが確保できずに、再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。

こうした状況を改善し、安全・安心な社会を実現するには、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが重要です。

*1 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分率で表したものをいう。

・検挙件数（当該年以前の認知事件の検挙を含む。）÷ 当該年の認知件数 × 100

*2 再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に（道路交通法違反を除く）犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

*3 犯罪や非行をした人たち

犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）もしくは非行少年であった人をいう。

（国）再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を踏まえ、本市における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や市の取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

安全で安心な地域社会の実現のため、犯罪や非行を繰り返すことのないよう再犯防止の推進が必要不可欠です。犯罪をした人の円滑な社会復帰の促進のため、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年に施行され、地方公共団体の責務及び努力義務として、地域の実情に応じた施策を策定及び実施することが定められました。

同法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画として、みどり市再犯防止推進計画を策定します。

3 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とし、計画期間満了後は第4期みどり市地域福祉計画に本計画を盛り込むこととします。

○みどり市再犯防止推進計画及びみどり市地域福祉計画の計画期間



4 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者などで、本市において就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援を必要とする、困りごとを抱えた人としています。

第2章 市の取組

【取組1 民間団体等との連携強化への取組】

1 民間団体等との連携の強化

(1) 現状

・犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多くいます。その解消のためには、刑事司法手続きから離れた後も続く、関係機関が連携した息の長い社会復帰支援が必要となっています。

・市では、「みどり市社会を明るくする運動推進委員会」、「みどり市社会を明るくする運動市民集会」、「みどり市社会を明るくする運動特別研修会」等を通じて、関係機関・団体等と連携しながら、社会復帰に向けた支援に取り組んでいます。

(2) 課題

・再犯防止という新たな視点で、県や市町村等がこれまで行ってきた各種支援サービスを必要とする人に対し、適切に提供する必要があります。

・刑事司法関係機関、県や市町村、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体、民間団体が連携した支援体制の充実が求められています。

・犯罪や非行をした人等の支援に必要な情報は、個人情報適切な取扱いに十分配慮したうえで、支援を行う関係機関や団体が相互に共有できるようにする必要があります。

(3) 具体的な取組

①地域のネットワークの構築【社会福祉課】

・みどり市社会を明るくする運動推進委員会を組織し、啓発活動や集会・研修会等を通じて、立ち直り支援や非行防止に関わる情報交換、地域の課題についての検討などを行います。

②保護司会・更生保護女性会との連携の強化【社会福祉課】

・みどり市における保護司会員の定数が23人のところ、令和3年3月31日時点の会員数は18人で、高齢化が進んでいるということもあり会員が不足している状況です。保護司会は、保護観察対象者との面談や薬物乱用防止教室の開催などを通して、犯罪や非行をした人たちの社会復帰の支援や推進を行っています。

・また、みどり地区更生保護女性会について、令和3年3月31日時点の会員数は114人で、保護司会と同様に高齢化が進んでおり年々、会員数は減少傾向にあります。更生保護女性会は、薬物乱用防止教室や、犯罪や非行の防止等に関連した地域の課題について考

えるミニ集会の開催などを通して、地域の犯罪予防活動や更生支援を行っています。

- ・これらの活動を円滑に行うため、保護司会及び更生保護女性会と市が連携を密にとり、市からの財政的な支援や、サポートセンターの貸与、また市ホームページや広報での啓発などにより会員の増強に努めます。

③みどり市社会を明るくする運動【社会福祉課】

- ・犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、みどり市においても、市民の参加を得て市の実情に合わせた「社会を明るくする運動」を推進することとしています。

- ・社会を明るくする運動の推進を通じて、保護司会や更生保護女性会などを含めた、みどり市社会を明るくする運動推進委員会を構成する 72 団体と連携をとり、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指していきます。

【取組 2 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進のための取組】

1 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進

(1) 現状

- ・再犯防止や更生保護などの立ち直り支援活動は、民間ボランティアの保護司や更生保護女性会員をはじめとした関係機関・団体により支えられています。
- ・みどり市における会員数は、保護司が 18 人（充足率 78%）、更生保護女性会員が 114 人となっています（令和 3 年 3 月 31 日現在）。
- ・市において、再犯防止や更生保護に取り組む団体の活動に対する財政的支援を行っています。
- ・みどり市社会を明るくする運動推進委員会において、72 の機関と団体の協力を得ながら、法務省主唱の「社会を明るくする運動」を推進しており、令和元年度は延べ 2,283 人の参加を得ました。しかし、内閣府が行った調査（再犯防止対策に関する世論調査：平成 30 年 11 月）では、回答者全体の 6 割以上が「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」を「両方とも聞いたことがない」と回答しており、この運動が十分に認知されているとはいえません。また、再犯防止に協力する民間協力者の認知度では、保護司について全体の過半数が「知っている」と回答している一方、協力雇用主や更生保護女性会については「知っている」と回答した人がそれぞれ全体の 10%程度にとどまっています。
- ・再犯の防止のためには、犯罪や非行をした人たちが社会で孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援する必要がありますが、再犯防止や更生保護は必ずしも身近なものではなく、市民の関心が薄いのが現状です。

<民間団体>

- ・みどり保護区保護司会では、市内の小中学校にて薬物乱用防止教室を実施し、薬物に関する正しい知識の啓発を図っています。
- ・みどり地区更生保護女性会では、更生保護の心を広めるため、薬物乱用防止教室や、地域ごとに住民へ参加を呼びかけて行うミニ集会の実施を通して、地域の課題や犯罪予防活動、子どもの見守りなどについて、それぞれの立場で何ができるか考える場所づくりを行っています。

(2) 課題

- ・保護司の高齢化が進み、中には活動が大変だと感じている人もいます。定年を迎えて退任する会員が増えていく中で、会員の補充が難しくなっています。
- ・更生保護女性会員も同様に、会員が減少しています。

(3) 具体的な取組

①民間ボランティアの活動に関する広報の充実【社会福祉課】

・市のホームページや広報誌等により、民間ボランティアが行う支援活動について周知し、ボランティアの活動に対する理解の増進を図ります。

②民間ボランティア活動に対する表彰【社会福祉課】

・再犯の防止等に関する活動に貢献している民間の個人・団体等に対する表彰を行います。

【取組 3 就労・住居の確保への取組】

1 就労の確保

(1) 現状

・犯罪や非行をした人たちは、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないことも多く、求職活動が円滑に進まない場合があります。また、職場での人間関係を十分に構築できず、あるいは適切な職業選択ができないことなどから、離職してしまう人も多くいます。

・市では、みどり保護区保護司会を中心に、企業に協力雇用主として登録してもらえるよう呼びかけを行っています。

(2) 課題

・協力雇用主の業種を広げ、雇用の受け皿の確保に努めるとともに、犯罪や非行をした人たちの雇用に関わる企業の社会的評価の更なる向上を図る必要があります。

・また、犯罪や非行をした人たちに対する職業相談や職業紹介、職場定着支援の充実を図るほか、障がいのある人等に対して、福祉サービス等の就労支援機関に適切につながっていくことが課題となっています。

・さらに、支援制度に結びつきにくい、起訴猶予者、執行猶予者及び満期釈放者等の就労先の確保及びそのフォローアップについても課題としてあげられます。

(3) 具体的な取組

①各企業に対する広報・啓発の推進【社会福祉課・商工課】

・市では、刑務所出所者等の就労を含めた公正な選考採用や就職差別の撤廃について、広報媒体を通じた周知を実施します。また、保護観察所が主体となって登録手続や支援を行っている協力雇用主制度や、法務省が所管しているコレワーク（*4）の周知に協力します。

* 4 コレワーク

前科があることから不利になりやすい受刑者等の就労を支援するために設置された、法務省が所管している機関。受刑者等の希望職種や取得資格などの情報を一括管理し、事業主への情報提供及び採用手続きの支援等を行い、雇用のマッチングを促進している。

※参考指標

群馬県における協力雇用主の登録企業者数（出典：前橋保護観察所調査）

基準値 596 社（令和 2 年 4 月 1 日）

2 住居の確保

(1) 現状

・近年、矯正施設を出所後に、親族のもとに帰住できない人の割合が増加傾向にあります。

(2) 課題

・親族のもとに帰住できない人のために、更生保護施設や自立準備ホームにおける受入れを進める必要がありますが、施設等の数が少なく地域に偏りがあるなど、一時的に居場所を確保するための体制が整っていません。

・また、適切な定住先を確保することができずに更生保護施設等から退所して、再犯に至る人がいることが課題となっています。

・さらには、支援制度に結びつきにくい起訴猶予者、執行猶予者及び満期釈放者等への対応が課題としてあげられます。

(3) 具体的な取組

①市営住宅の入居における特別な配慮【建設課】

・地域社会における適切な定住先を確保するため、犯罪や非行をした人たちの市営住宅への入居条件等の緩和や、市営住宅への優先入居について検討を行います。

【取組 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

1 障がいのある人や高齢者への支援

(1) 現状

・わが国において、令和元年中に検挙された 20 歳以上の 260,786 人のうち、65 歳以上の高齢者は 48,442 人（18.6%）でした。そのうち最も多かった罪種は窃盗であり、34,927 人（72.1%）となっています（警察庁ホームページ「令和元年の犯罪」第 1 刑法犯 検挙状況 22 罪種別 主たる被疑者の犯行時の年齢別 検挙件数（総数表・女表）より）。

・犯罪をした人の中には、各種保健医療や福祉サービスを受けられたにもかかわらず、手続きを行わなかったために再犯に至った人も少なくありません。

(2) 課題

・障がいのある人や高齢者に対しては、刑事司法の各段階における障がいや高齢の状況の把握と、それを適切に集約して社会復帰後のきめ細かな支援に結び付ける体制を充実させる必要があります。

・出口支援とともに、起訴猶予者や執行猶予者等に必要な福祉的支援（入口支援）をより効果的に実施できるようにするため、刑事司法と保健医療・福祉の関係機関等との連携の在り方について検討を行い、連携強化を図る必要があります。

(3) 具体的な取組

① 再犯防止に関する福祉的支援【社会福祉課】

・犯罪や非行をした人たちに対して適切な支援を行うことができるよう、群馬県などが開催する再犯防止推進に係る会議や研修等に積極的に参加し、市担当職員の知識及び対応能力の向上に努めます。

② 犯罪や非行をした障がい者・高齢者に対する福祉的支援【社会福祉課・介護高齢課】

・犯罪や非行をした障がい者及び高齢者が適切なサービスを受け、地域社会での自立に向けて、必要に応じて相談支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関と連携をとりながら、その人に適した支援ができるよう努めます。

③ 犯罪や非行をした生活困窮者に対する福祉的支援【社会福祉課】

・犯罪や非行をした生活困窮者の自立の促進を図り、地域社会での自立に向けて、相談に応じて生活保護や住居確保給付金などの支援に結びつけられるよう努めます。

※ 参考指標

群馬県において特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
(出典：前橋保護観察所調査)

基準値 35 人（令和元年度）

2 薬物依存を有する人への支援

(1) 現状

- ・覚醒剤検挙者の再犯者率は年々上昇傾向にあり、平成 24 年以降 6 割を超え、覚醒剤の強い依存性と、継続的な乱用に陥る傾向を示しています。
- ・市では、みどり保護区保護司会及びみどり地区更生保護女性会において、市内小中学校にて薬物乱用防止教室を開催するほか、みどり地区更生保護女性会において薬物乱用防止に係る啓発として、しおり人形の作成などを行っています。

(2) 課題

- ・薬物依存症の相談支援窓口や治療・支援等を提供する保健・医療機関の体制について周知を図る必要があります。
- ・刑事司法関係機関や地域の保健医療・福祉関係機関、民間支援団体との連携及び周知を図り、薬物依存症からの回復施設や回復のための長期的な活動につなげる必要があります。

(3) 具体的な取組

①薬物乱用防止の啓発・薬物依存症対策【社会福祉課・健康管理課】

- ・みどり保護区保護司会やみどり地区更生保護女性会が中心となっていく薬物乱用防止教室の実施や、薬物乱用防止・依存症に関する啓発活動などを通じて、薬物に対する正しい知識を広め、乱用に歯止めをかけられるよう努めます。

※ 参考指標

群馬県における薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による薬物依存症の治療・支援を受けた者の数（出典：前橋保護観察所調査）

基準値 14 人（令和元年度）

【取組 5 学校等における修学支援の実施等への取組】

1 学校等における修学支援の実施等

(1) 現状

・本県において、令和2年中の刑法犯で検挙された少年は239人で、10年前の平成23年の1,123人と比較すると減少傾向にありますが、過去10年間における刑法犯少年の再犯率は、30%前後で推移しています。

・子ども・若者を取り巻く環境は、「ニートやひきこもりなど、若者の自立を巡る現状が深刻化している」、「児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫等依然として厳しい」、「子ども・若者の抱える困難は複雑で、それが複雑に絡み合っている」状況にあります。

・全国的に見ると、令和元年の新受刑者中、59.5%が高等学校中退以下の学歴となっており、修学支援に取り組む必要性は高いと言えます。

(2) 課題

・学校や地域における非行の未然防止のための適切な教育・支援等の取組の充実や保護者との連携が必要です。

・居場所づくりや学習支援、就労支援等の立ち直り支援活動を通じて、少年を集団的不良交友関係から切り離していくことが課題となっています。

・矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学の支援を充実させる必要があります。

(3) 具体的な取組

① 学校における適切な指導等の実施【社会福祉課・学校教育課】

・みどり保護区保護司会及びみどり地区更生保護女性会を中心として市内の各学校で薬物乱用防止教室を開催するほか、みどり市社会を明るくする運動推進委員会において実施する「社会を明るくする運動作文コンテスト」へ市内の中学校生徒に参加してもらい、犯罪及び非行のない地域社会づくりや更生について考えるきっかけを作っていくことに努めます。

② 地域における非行の未然防止のための支援【社会福祉課・学校教育課】

・みどり地区更生保護女性会が中心となって開催するミニ集会において、地域住民を交えて子どもの見守りなどについて協議の場を設け、地域において子どもたちを非行に走らせないという意識の醸成を図ります。

- ・学校中退などで学校を離れることとなった人から、再学習や就労の希望について相談があった場合は、適切な支援機関につながるよう支援します。

※ 参考指標

少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、
出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数（出典：前橋保護観察所調査）

基準値 0人（令和元年）